イ　国等は、特定補助金等ごとの趣旨を踏まえつつ、中小企業・小規模事業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果に係る知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。特に、海外を視野に入れた中小企業・小規模事業者等の新たな事業活動を促進するため、海外での知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。

ウ　国等は、中小企業・小規模事業者等が特定補助金等を活用して大学等の研究機関と共同して行う研究開発における技術情報の漏えいを防ぐため、大学等の研究機関に対し営業秘密の管理や職員等の守秘義務を徹底するよう促す。

9　事業終了後のハンズオン支援機関の有効活用

国等は、特定補助金等の事業終了後の事業化等の状況について、その把握に努めつつ、事業化状況に応じて必要なハンズオン支援機関を紹介するなど、製品化や市場化の一層の促進・充実を図る。

五　方針の実施

1　国等は、本方針の普及及び徹底を図るものとする。このため、各府省は、上記の措置の実施状況について中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の実施について、所管する特定独立行政法人等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺漏のないよう努める。

2　国等は、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するため、国等から補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた公益法人が、中小企業・小規模事業者等に対して支出する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金についても、特定補助金等に類するものと位置付け、可能な限り同様の措置に努める。

（別表一）

平成二十八年度予算における国等の特定補助金等の中小企業・小規模事業者等への支出目標額（単位・億円）

各省名	国等の特定補助金等の交付額	中小企業・小規模事業者等向け支出目標額
総務省	一二六・七	一二・一
文部科学省	一九七・三	一八・八
厚生労働省	八・一	二・七
農林水産省	九四・五	八・五
経済産業省	一三二六・七	四〇九・一
国土交通省	一〇・九	一・八
環境省	一一七・八	七・〇
合計	一八八二・〇	四六〇・〇

＊注　右表「国等の特定補助金等の交付額」には、中小企業・小規模事業者等の支援を主目的としていない予算も含まれる。

（別表二）

平成二十七年度当初予算における国等の特定補助金等の中小企業・小規模事業者等への支出実績見込額（単位・億円）

各省名	中小企業・小規模事業者等向け支出目標額	中小企業・小規模事業者等向け支出実績見込額
総務省	一二・六	一一・五
文部科学省	四二・三	三一・〇
厚生労働省	四・六	二・三
農林水産省	一〇・三	一〇・五
経済産業省	三七六・六	三〇五・四
国土交通省	二・七	二・八
環境省	五・九	五・八
合計	四五五・〇	三六九・三

＊注　「国等の特定補助金等」には、中小企業・小規模事業者等の支援を主目的としていない予算も含まれる。

○経済産業省告示第二百十九号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十三条第一項の規定に基づき、国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通知があったので、同条第二項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十八年八月十二日　経済産業大臣　世耕　弘成

国等の特定補助金等の支出の実績の概要の要旨

平成二十六年度当初予算における国等の特定補助金等の支出の実績の概要の要旨

1　支出件数　総務省　約六〇件
　　文部科学省　約二七〇件
　　厚生労働省　約二〇件
　　農林水産省　約二三〇件
　　経済産業省　約一五〇〇件
　　国土交通省　約二〇件
　　環境省　約一〇件

2　支出金額　総務省　約一二億円
　　文部科学省　約四三億円
　　厚生労働省　約三億円
　　農林水産省　約一三億円
　　経済産業省　約三〇七億円
　　国土交通省　約二億円
　　環境省　約五億円

平成二十六年度補正予算における国等の特定補助金等の支出の実績の概要の要旨

1　支出件数　約一三五〇件

2　支出金額　約一一七四億円